

「子ども・子育て支援新制度関連事務業務委託仕様書」及び「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約に係る仕様書」
質疑回答書

令和8年10月14日

No.	質疑内容	回答
1	子ども・子育て支援新制度関連事務業務委託仕様書5(1) 管理責任者、副管理責任者の要件について「同規模・類似業務」に自治体給付金、生活保護、補助金審査等のBPO経験を含みますでしょうか。	規模等にもよりますが、基本的には自治体給付金、生活保護、補助金審査等のBPO経験についても同規模・類似業務に含まれるものと考えます。
2	業務委託仕様書、労働者派遣仕様書において、業務内容において重複する業務がありますが、「職員の判断を必要とする業務」については労働者派遣、それ以外の業務については業務委託の認識で問題ないでしょうか。また、業務委託、労働者派遣いずれの業務も同じ業務スペースにて行われることを想定しているかご教示ください。	業務委託は、「職員の判断を必要としない業務」に限ります。労働者派遣は、「職員の判断を必要とする業務」及び「職員の判断を必要としない業務」の双方が業務内容に含まれており、本市職員の指示のもと業務を行います。業務スペースについて、業務委託は、受注者の従事者がまとまって作業できる机や席等を用意しており、本市職員とは業務スペースを分けています。労働者派遣の従事者の席は、本市職員と同じ業務スペースとする予定です。
3	福利厚生施設(①食堂施設②休憩室③更衣室)の有無をご教示ください。	①食堂(2階)はあります。 ②業務委託・労働者派遣の従事者専用の休憩室はありませんが、昼休憩時の食事は、自席、市民ヴォイド、屋上庭園等でとることが可能です。 ③更衣室はあります。なお、同一フロアの更衣室を用意できない可能性がありますのでご了承ください。
4	労働者派遣において万が一時間外勤務等により予定就業時間を超過した場合、追加での請求は可能でしょうか。	急を要する案件等により時間外勤務を命じる場合があり、超過した勤務時間に応じた費用を追加で請求することが可能です。
5	サービス指標等について各業務にサービス指標、目標値又は品質基準はありますでしょうか。また、未達の場合に委託料等の減額やペナルティはあるかご教示ください。	各業務のサービス指標、目標値又は品質基準等の具体的な履行内容、履行期限等については、協議の上決定します。 なお、協議の上決定した各業務のサービス指標、目標値又は品質基準に対する委託料の減額やペナルティはありませんが、契約内容に適合しない履行があった場合の取扱いについては、契約約款に定めるとおりです。
6	成果物について本業務における約款上の「成果物」は、具体的に何を指しますか。また、約款第10条の修補義務と第24条の契約不適合責任の違いをご教示ください。	書類を封入した封筒、内容確認を行った書類等、仕様書別表に定める業務の履行により生じるもの等が成果物に該当します。 約款第10条と第24条の違いについて、第10条は、主に業務の履行中に、業務内容が仕様書、本市の指示又は協議内容に適合しない場合の修補義務について定めたものです。一方、第24条は、成果物の引渡し後に、その種類又は品質が契約内容に適合しない場合の契約不適合責任について定めたものであり、成果物の修補等を請求することができるものとしています。

No.	質疑内容	回答
7	業務変更等に伴う費用について 市の指示による業務変更、中止又は期間変更により追加費用が発生した場合、委託料又は委託期間の変更対象になるとの理解でよろしいですか。	ご認識のとおり、契約約款に定める要件に該当する場合は、必要に応じて、委託料又は委託期間の変更等の対象となります。
8	作業計画書について 約款の「作業計画書」と仕様書の「履行計画書」は同一の書類ですか。 指定様式や記載事項がある場合はご提示ください。	約款の「作業計画書」と仕様書の「履行計画書」は同じものです。 指定様式はありません。具体的な記載事項については仕様書の「履行計画書の提出」に基づき作成してください。
9	書面の取扱いについて 約款第2条に定める「書面」には、電子メール等の電子的な方法も含まれますか。	電子メール等の電子的な方法も含まれます。
10	秘密情報及び著作権について 公知情報や受注者が既に保有する情報は、秘密保持義務の対象外との理解でよろしいですか。 また、受注者が従前から保有する様式、ツール、ノウハウ等は、著作権の譲渡対象外との理解でよろしいですか。	契約約款第5条で定める秘密の保持については、本委託業務を行う上で知りえた情報等を対象としており、受注者が業務とは関係なく知りえた公知情報や従前から保有する情報は秘密保持義務の対象とはなりません。 契約約款第6条で定める著作権の譲渡については、本業務委託による成果物を対象としており、受注者が本業務とは関係なく従前から保有する様式、ツール、ノウハウ等は、著作権の譲渡対象とはなりません。
11	提案書提出時について 代表者印の押印が必要な書類がありましたらご教示ください。	代表者印の押印を妨げるものではありませんが、見積書は代替措置を講じることで押印が不要となります。
12	【子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託】 仕様書 5 人員に係る実施体制の構築 (1)業務従事者の配置 管理責任者及び副管理責任者要件に「フルタイム勤務の社員で本委託業務と同規模、類似業務において、【1年・2年】以上の経験を有する者であること」とございますが、同規模、類似業務に関しまして、こちらはどちらかのみではなく、千葉市様と同規模且つ類似(子ども・保育関連)業務の認識でしょうか。類似業務に関しまして、例としまして、子どもも含まれる給付金(子ども加算給付)等子どもが含まれるものは該当しますでしょうか。同規模に関しまして、こちらは人口規模の認識でしょうか。また、両責任者共に、現場常駐ではない認識でよろしいでしょうか。	同規模、類似業務とは、以下に示す同規模の自治体等における類似業務をいい、仕様書に定める年数以上の経験を有する者を、管理責任者及び副管理責任者として現場に常駐で配置いただく必要があります。 同規模: 中核市、特別区、政令市、都道府県、国 類似業務: 仕様書に記載する業務のほか、同規模の自治体等における補助金、給付金等に関する業務についても類似業務に含まれます。なお、子どもや幼児教育・保育関係業務に限るものではありません。
13	【子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託】 引継ぎ期間について、契約締結予定が11月中旬とのことですが、委託開始が令和9年1月1日～となっておりますことから、引継ぎ期間は1か月半程度の認識でしょうか。	ご認識のとおり、契約締結後から令和8年12月末までの1か月半程度を想定しています。

No.	質疑内容	回答
14	【子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託】 仕様書別表にて、「02-01 認定子ども園／地域型給付費負担金支払 1 鑑文の作成」「11-01 児童の健康に関すること 14 集計表の印刷」「36-2 子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)における確認申請内容審査 1 ここdeサーチで確認待ちとなっている施設情報の確認」に関しまして、委託業者側にて実施する業務となっておりますが、年間処理件数及び年間処理時間の記載がございませんが、こちらは現状想定される件数及び工数が不明である認識でしょうか。	いずれの項目も、他の項目の作業に含まれるため、当該項目単独の年間処理件数及び年間処理時間は0となります。詳細は以下のとおりです。 ・「02-01 認定子ども園／地域型給付費負担金支払 1 鑑文の作成」 項目として記載していますが、「01-1 私立保育所(市内)委託費支払 発送 1 鑑文の作成」で作成したものを流用するため、年間処理件数及び年間処理時間は0となります。 ・「11-01 児童の健康に関すること 14 集計表の印刷」 項目として記載していますが、「11-01 児童の健康に関すること 13 鑑文の印刷」と併せて印刷を行うため、年間処理件数及び年間処理時間は0となります。 ・「36-2 子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)における確認申請内容審査 1 ここdeサーチで確認待ちとなっている施設情報の確認」 項目として記載していますが、「36-2 子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)における確認申請内容審査 2 入力内容の確認」の一連の作業に含まれるため、年間処理件数及び年間処理時間は0となります。
15	【子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託】 進捗管理を行うためのシステムを導入する場合、IP制限等対策を施す場合はクラウド環境での運用も可能でしょうか。	クラウド環境の利用については、進捗管理システムの仕様、取り扱う情報、セキュリティ対策等を確認の上、個別に判断しますので、事前に本市と協議してください。